

## 宿泊約款・利用規則

### ■ 宿泊約款

#### 第1条（適用範囲）

1. リバーサイド嵐山（以下当施設という）がおお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則（以下、「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとし、

#### 第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当施設に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、次の事項を当施設に申し出てください。
  - (1) お客様の氏名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) お客様の連絡先
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出てください。
3. お客様が、宿泊中に第1項（2）の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

#### 第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、
2. 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前または当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとし、
  - (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当施設が指定した日までにお支払いいただけないとき。
  - (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日

の15時まで)に連絡がとれないとき。

(3) 当施設からの連絡を拒否されたとき。

4. 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

#### 第4条(宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の提供ができないとき。

(3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。

(4) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。

(5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(6) 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当施設の運営を阻害するおそれがあるとき、または他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(10) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。

(11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。なお、未成年者のみのご宿泊には、以下のご用意が必要となります。

(イ) 親御様の同意書

(ロ) 親子関係を証明可能な書類

(ハ) チェックイン時に親御様とのご連絡

(12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。

(13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。

(14) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

#### 第5条(お客様の契約解除権)

1. お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. お客様が前項により宿泊契約の全部または一部を解除した場合、別表②に掲げるとこ

ろにより、違約金をお支払いいただきます。

3. お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当施設は、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することができるものとします。

#### 第6条（当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。

(2) お客様が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をすおそれがあるとき。

(3) お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。

(4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。

(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(6) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。

(7) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。

(8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。

なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。

(9) この約款または当施設の利用規則に違反したとき。

(10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 前項に基づく解除の通知は、口頭または第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

3. 当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

#### 第7条（宿泊の登録）

お客様は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) お客様の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) 前泊地及び行先地
- (5) その他当施設が必要と認める事項

#### 第8条（客室の使用時間）

1. お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。

但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には当施設の定める追加料金（消費税及びサービス料込）を申し受けます。

但し、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。

3. 前二項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

#### 第9条（利用規則の遵守）

お客様は、当施設内においては、当施設の利用規則に従っていただきます。

#### 第10条（営業時間）

1. 当施設内の各種施設等の営業時間は、館内備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。

#### 第11条（料金の支払い）

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表①に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際または当施設が請求したとき、日本円、当施設が認めたクレジットカード等、当施設が承認する決済手段を用いる方法により、当施設が指定する場所（フロント）において行っていただきます。

#### 第12条（当施設の責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、または不法行為によりお客様に損害を与えたときは、当施設に故意または重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 当施設は、お客様の前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

#### 第13条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当施設は、お客様に契約した客室をご提供できないときは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項に基づく他の宿泊施設の斡旋に努めたものの、斡旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。

この場合における解除の通知については、第6条2項の規定を準用するものとします。

#### 第14条（寄託物等の取扱い）

1. お客様がフロントにお預けになった物品、貴重品または現金について、滅失、毀損等の損害が生じたとき、当施設は、一切の責任を持ちません。

但し、当施設に故意または重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. お客様が当施設内にお持込みになった物品、貴重品または現金について、滅失、毀損等の損害が生じたとき、当施設は、一切の責任を持ちません。

但し、当施設に故意または重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

#### 第15条（お客様の手荷物または携帯品の保管）

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設に連絡があり、これを了解したときに限り、お客様の宿泊予定部屋に移動するものといたします。

2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、当施設は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。

但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。

また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。

3. 当施設は、置き忘れられた手荷物または携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還または前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとし、

4. 第1項及び第2項の場合におけるお客様の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、当施設に故意または重過失のある場合を除き、1万円を限度としてその損害を賠償します。

#### 第16条（お客様の責任）

お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に、当施設が被った損害を賠償していただきます。

#### 第17条（客室の清掃）

1. お客様から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃・確認を行わせていただくものとします。

但し、当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

2. 前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

#### 第18条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

#### 別表① 宿泊料金の算定方法（第11条関係）

	内訳	
宿泊料金	基本宿泊料金	室料サービス料および基本サービス料
	付帯料金	飲食料およびその他利用料金
	税金	消費税、宿泊税

（注）

1. 宿泊料金は、ホームページ、施設内等に掲示する料金表によります。

2. 客室定員数を超過して同じベッドで添い寝がされるとき、ベッド1台につき最大2名様(6歳未満の幼児は人数に含みません。)までとさせていただきます。

但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。

#### 別表② 違約金 (第5条関係)

連絡なしの不泊	当日キャンセル	前日キャンセル	2日前～7日前のキャンセル
100%	100%	100%	50%

1. なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。

2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。

但し、上記②の違約金については、短縮により宿泊しないこととなった全ての日の分について、その短縮の申出がなされた日から短縮により宿泊しないこととなった各日までの日数に応じて収受します。

#### ■利用規則

当施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反されたときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

#### 記

1. 貴重品は、その種類及び価額を申告したうえで、フロントへお預けください。但し、以下の物品のお預かりは致しかねます。

(イ) 10万円を超える価値を有する物品または金銭等

(ロ) 情報記録装置を有する機器 (パソコン、携帯電話、その他のIT機器等)

(ハ) 個人情報に関わる物品 (顧客名簿等)

2. 契約人数を超過しての客室利用は、原則禁止致します。

申出なく契約人数を超過しての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

3. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 暖房用、炊事用の火器及び当施設の貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用

- (2) 喫煙スペース外における喫煙
- (3) 喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
- (4) 次に定める物品の持ち込み
  - (イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除く。）
  - (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
  - (ハ) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
  - (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
  - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
  - (ヘ) 悪臭を発するもの
  - (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
  - (チ) 当施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
  - (リ) その他当施設が客室への持ち込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
  - (8) 客室以外の場所での所持品の放置
  - (9) 客用以外の施設への立ち入り
  - (10) 当施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
  - (11) ユニットバスでの染毛・漂白剤等の使用
  - (12) 客室内でお香などを焚く行為
  - (13) 営利を目的とした活動
  - (14) その他当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

4. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 宿泊を目的としない利用
- (2) 外来者との客室での面会
- (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること

5. 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。

付 則

この宿泊約款及び利用規則は、平成 31 年 4 月 1 日（以下、「適用開始日」といいます。）か



ら適用します。

但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

■客室の時間外使用による追加料金について

宿泊約款第8条2項に基づく追加料金は、下記のとおりとします。

なお、超過料金算定の基準となる金額（以下、「超過料金基準金額」といいます。）は、宿泊最終日の基本宿泊料金に消費税相当額を加算したものをいい、前延長料金算定の基準となる金額（以下、「前延長料金基準金額」という。）は、宿泊初日の基本宿泊料金に消費税相当額を加算したものをいいます。

1. 超過料金

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 1時間まで     | 3,000円      |
| (2) 1時間を超えたとき | 超過料金基準金額の全額 |